

質 問 回 答 書（１回目）

工 事 名 : R 8 吉土 石井引田線（六条大橋） 上板・下六條 橋梁歩道工事（２）（着選）
 : R 8 吉土 石井引田線（六条大橋） 石・藍畑～上板・下六條 橋梁歩道工事（３）（着選）
 : R 8 吉土 石井引田線（六条大橋） 石・藍畑 橋梁歩道工事（４）（着選）

路線名等 : （主）石井引田線（六条大橋）

工事箇所 : 板野郡上板町下六條（第２分割）
 : 名西郡石井町藍畑～板野郡上板町下六條（第３分割）
 : 名西郡石井町藍畑（第４分割）

No	質問内容	回答
1	吊足場の負担区分・共有条件について 現場説明書「他工事等との調整」に、本工事は橋梁補修工事と吊足場を共有すると記載されていますが、工事数量総括表では足場費の計上が(4)のみ（他工事から引継・撤去860㎡）で、(2)(3)には足場工の計上がありません。(2)(3)の吊足場は橋梁補修工事側で全数計上され、本歩道工事は無償で使用する前提と理解してよいでしょうか。使用期間中の点検・保守に要する費用の計上要否についてもご教示ください。	今回工事においては、橋梁補修工事（１）の現場施工完了後、橋梁歩道工事（４）へ吊足場を引継ぎ、撤去することを予定しています。 そのため、橋梁歩道工事（２）、（３）においては、足場損料は計上していません。 足場使用期間中の足場の点検・保守に要する費用については、受注した４業者と発注者との協議により決定することとします。
2	歩道床版設置に伴う吊足場の改造費用の負担について 歩道床版・地覆カバー・高欄の設置にあたり、共有する吊足場の開口・盛替え・補強等の改造が必要となる場合、その費用はR 8 吉土 石井引田線（六条大橋） 石・藍畑～上板・下六條 橋梁補修工事（１）（着指）またはR 8 吉土 石井引田線（六条大橋） 石・藍畑 橋梁歩道工事（４）（着選）のいずれの負担となるかご教示ください。	吊足場の改造費用については、必要と考えていません。 ただし、状況により必要となる場合においては、受注した４業者と発注者との協議により決定することとします。
3	床版製作の前提となる現地測量の時期と設計変更の取扱いについて 特記仕様書第20条に、先行する橋梁補修工事の地覆切断後に切断面を現地測量したうえで床版を製作する旨が記載されています。 切断面の実測の費用は、協議・別途設計変更で対応する前提と理解してよいでしょうか。 また、切断面の補修は数量が計上されていないため、必要が生じた場合に協議・別途設計変更で対応する前提と理解してよいでしょうか。	切断面の実測の費用は、共通仮設費に計上されるものと考え、変更対象となりません。 切断面の補修の必要性については、橋梁補修工事（１）の現場施工完了後に確認されるものであるため、協議により決定することとします。